ハローワークについて

(柳澤臨時議員提出資料)

平成19年4月6日

ハローワーク事業の民間開放について

1. ハローワーク事業の民間開放の現状

(1)民間による職業紹介事業の拡大

ILO条約の新体制と規制改革により、民間も職業紹介事業にほぼ自由な参入が可能に。(H11年 ILO第96号条約→第181号条約批准、職業安定法改正)

(2)市場化テスト・民間委託への取組み

ハローワーク事業の「民間委託」は、欧米先進国と同様(3頁参照)一部につき実施。ハローワーク事業の「市場化テスト」は、欧米先進国では確認されていないが、我が国では、人材銀行、キャリア交流プラザ、求人開拓事業につき実施済み。

2. ILO条約との関係

- ILO条約は、一般の条約同様、各国に「一次的」解釈権があるが、他方、ILOに設置された監視機構が各国内の労使の「申立て」に対する実質的な「準司法的機能」を有するという特殊性を持つ。
- ILO条約違反に係る「申立て」などが容易に予想される政策については、避けるべき。

3. ハローワーク事業の「包括的」民間委託の問題点

(1)公平・公正性の確保

- ハローワークは、国民の勤労権保障の具体的措置として、就職困難者に対する最後のセーフティネットとなっており、公平・公正性が 基本。
- 〇 障害者、生活保護受給者などの社会的弱者の就職の実現には、事業主との間で長年かかって培った信頼関係が必要というのが実態。

(2)職業紹介、雇用保険、雇用対策の有機的一体性の確保

- 〇 職業紹介・失業給付・雇用対策(事業主指導等)の3事業は、一体的に実施される必要があり、職業紹介のみを切り離す事は困難。
- 特に最近の「再チャレンジ支援」、「成長力底上げ戦略」では、職業紹介と事業主指導との一体的実施を重要視。
- OECDでも、積極的労働市場政策として三つの機能が統合運用されるべき旨勧告(2006)。

(3)他の行政機関との連携

「成長力底上げ戦略」は、障害者、生活保護世帯、母子世帯に対し、ハローワークと福祉関係行政機関等との連携による「チーム支援」を、 対策の中心に位置付け。

日本における職業紹介事業の官民分担の状況

民間部門就職経路の約8割〕

- 公共部門 (就職経路の約2割)

【民間による事業展開】

- •職業紹介事業
- 労働者派遣事業
- •広告•求人情報提供事業
- •緣故 等

ILO第181号条約(1999年批准)

【一部事業の民間への開放】

•職業訓練

(離職者訓練の約7割を民間委託)

•就職支援

(セミナー、キャリアコンサルティング、経験交流等)

- •求人開拓
- 人材銀行の職業紹介

主要先進国を上回る開放分野

【公的機関が公務員により実施】

・セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介

ILO第88号条約(1953年批准)

[先進国(オーストラリア以外)は、条約の批准・未 批准を問わず、公的機関が公務員により実施]

•雇用保険

T

T

T

・雇用対策(事業主に対する指導等)

三つの事業の一体的実施についてOECD勧告(2006)

欧米先進国における公共職業安定機関業務の現状〔未定稿〕

欧米先進国(オーストラリア[注]を除く)において、セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介等は、以下のとおり、「官」が公務員により直接実施。公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や、公共職業安定機関の一部について「包括的」民間委託を実施する例は確認されていない。

平成19年4月6日現在

	基本業務(職業紹介等)	民間委託事例(職業訓練、就職支援等)	備考(日本の事例)
イギリス	公共職業安定機関(ジョブ センタープラス)が全国 ネットワークの職業紹介等 を直接実施	<長期失業者対策向けプログラム「エンプロイメントゾーン」> 〇失業率が特に高い地域で、官民共同出資の「ワーキングリンクス」その他の民間事業者に、公共職業安定機関が選択した「福祉的措置の対象である長期失業者」への、①就職意欲の喚起、②カウンセリング、③職業紹介、④就職後の職場定着指導等の就職支援を委託。	我が国における「長期失業者の 就職支援事業」に相当。
ドイツ	公共職業安定機関が全国 ネットワークの職業紹介等 を直接実施	<職業紹介クーポン> 〇失業後6週間経過しても就職できない失業者が希望する場合、公共職業安定機関は、民間事業者のサービスを活用できる職業紹介クーポンを発行。民間事業者は、クーポンを持つ失業者を就職させた場合、1,000ユーロの支払いを、就職後6ヶ月間雇用が継続すれば更に1,000ユーロの支払いを受ける。	_
オランダ	公共職業安定機関(CWI)が 全国ネットワークの職業紹 介等を直接実施	<職業訓練や就職斡旋等の再就職支援を民間委託> 〇公共職業安定機関が「特別な支援無しには早期に就職できない」と判断し選択した求職者を対象に、失業給付機関(UWV)が再就職支援(職業訓練含む)を民間委託。	我が国における「長期失業者の 就職支援事業」と類似。
フランス	公共職業安定機関(ANPE) が全国ネットワークの 職業紹介等を直接実施。	<就職困難者の再就職支援の民間委託> 〇失業給付機関(UNEDIC)が自ら支援対象となる就職困難者を選択し、そ の者の再就職支援を民間委託(契約ベース)。	我が国における「長期失業者の 就職支援事業」と類似。
アメリカ	公共職業安定所(連邦法に 基づき各州が設置・運営) が職業紹介等を直接実施。	〇低所得者対象雇用支援プログラム(カウンセリング等)の民間委託 (ウィスコンシン州) 〇地場産業のニーズに応じた職業訓練の民間委託(カリフォルニア州)	我が国における「職業訓練」、 「カウンセリング」等と類似。

[[]注]オーストラリアには、そもそも憲法に勤労権保障の規定がなく、したがって、公的職業紹介制度や失業保険制度がない。職業紹介は原則民間により行われるが、 例外的に、生活保護に準ずる失業扶助受給者への職業紹介に対して、公的支払いが行われる。